平成２７年（フ）第１７０号
釧路市星が浦北２丁目４番21号　小島ハイツ５号
債務者　畠山　陽介
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月７日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１５０２号
横浜市泉区中田西１丁目17番20号　ハイツ峯101号
債務者　高橋　郁夫
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５８８号
神奈川県藤沢市湘南台６丁目38番地の３　レコルト湘南台205
債務者　伊藤　一也
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７４５号
横浜市中区山下町28番地２　ライオンズプラザ山下公園321号室
債務者　松村総一郎
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７６３号
東京都八王子市千人町２丁目７番16号コーポふじ202号
債務者　塩田　信一
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３８９号
栃木県宇都宮市竹下町838番地７
債務者　阿久津春子
1　決定年月日時　平成27年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第８６９５号
東京都多摩市山王下１丁目13―10―201
債務者　神農　順子
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７２９号
東京都町田市木曽東４丁目５―30　浅沼コーポ２―E
債務者　古賀　光義
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７３０号
東京都町田市木曽東４丁目５―30　浅沼コーポ２―E
債務者　古賀美惠子
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７３１号
東京都大田区蒲田５丁目26―３　第２東商ビル301
債務者　佐々木伸慈
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７５５号
東京都狛江市元和泉１丁目21―10―101
債務者　石橋政二郎
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７５７号
東京都練馬区大泉町４丁目34―27―303
債務者　丹　美由紀
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７６４号
東京都練馬区東大泉１丁目16―17―203
債務者　八木貴美子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７６６号
東京都足立区竹の塚３丁目12―６―201
債務者　井口　恭司
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７６７号
東京都世田谷区三軒茶屋１丁目９―10―102
債務者　田中　理子
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部